

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

組合員証番号	組合員氏名		組合員生年月日	
	(フリガナ)		(和暦)	
			年	月 日
日中の連絡先	①勤務先TEL		②自宅・携帯TEL	
産前産後休業期間	休業開始日		休業終了日(復職日の前日)	
	(和暦)		(和暦)	
		年 月 日	年 月 日	
産前産後休業に係る対象児	氏名	(フリガナ)	性	男
	生年月日	(和暦) 年 月 日生	別	女

国家公務員共済組合法第42条第12項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することを希望します。

なお、改定の結果、標準報酬が上がる場合もありますが、毎月の保険料(健康保険や介護保険、厚生年金保険)を下げることを目的とした申出であることから、標準報酬が上がる場合は当該申出を取り下げます。

標準報酬が上がり保険料が上がることを希望する場合は、「日本郵政共済組合 標準報酬・任継担当 TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

標準報酬と掛金額とは

標準報酬が上がると毎月の保険料として共済組合に支払う掛金額が上がり、標準報酬が下がると掛金額が下がります。

(注)

- 1 産後休業終了日の翌日に育児休業を取得している人は、「標準報酬産前産後休業終了時改定」を申し出ることができません。
- 2 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

共済組合記入欄	産前産後休業終了前の標準報酬		級		円
	受付	審査1	審査2	処理	

産前産後特別休暇終了日の翌日に
育児休業を取得している人は、
「標準報酬産前産後休業終了時改
定」を申し出ることができません。

提出年月日(和暦) 年 月 日

産後休業終了時改定申出書

組合員証番号	組合員氏名	組合員生年月日	
0 1 2 3 4 5 6 7	(フリガナ) 共済 花子	(和暦) 平成××年 4月 1日	
日中の連絡先	①勤務先TEL 03-0000-△△△△	②自宅・携帯TEL 090-△△△△-××××	
産前産後休業期間	休業開始日 (和暦) 令和※年 5月 25日	休業終了日(復職日の前日) (和暦) 令和※年 8月 30日	
産前産後休業に係る 対象児	氏名 (フリガナ) キョウサイ タロウ 共済 太郎	性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	生年月日 (和暦) 令和※年 7月 5日生		

対象となる子をご自身の被扶養者に認定していない場合、組合員とお子様の関係が分かり、お子様の生年月日を確認できる書類(例えば母子手帳(写))を送付していただく必要があります。

国家公務員共済組合法第42条第
間に受けた報酬の総額をその期間の
望します。
なお、改定の結果、標準報酬が上
金保険)を下げることを目的とした
す。

標準報酬が上がり保険料が上がることを希望する場合は、
「日本郵政共済組合 標準報酬・任継担当 TEL:0120-97-8484」にご連絡ください。

標準報酬と掛金額とは

標準報酬が上がると毎月の保険料として共済組合に支払う掛金額が上がります。標準報酬が下がると掛金額が下がります。

(注)

- 産後休業終了日の翌日に育児休業を取得している人は、「標準報酬産前産後休業終了時改定」を申し出ることができません。
- 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

共済組合記入欄	産前産後休業終了前の標準報酬		級		円
	受付	審査1	審査2	処理	